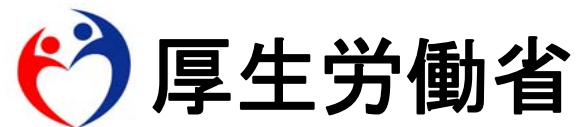


健康保険組合及び政管健保の状況について



健康保険組合の動向

- 医療費は、制度改正がなければ年率3%伸びる中で、保険料収入の基礎となる報酬については横ばいの傾向にあり、医療保険制度を巡る状況は厳しくなっている。
- 健康保険組合においても、保険料率が政管健保よりも高いところが、平成19年度末で、全健康保険組合(1518組合)の約1/6(253組合)存在する。また、医療費の自然増や制度改正等に伴い、平成20年度は、健康保険組合全体で、平成19年度と比較して拠出金等が伸びており、健康保険組合を取り巻く状況は厳しくなっている。
- しかしながら、健康保険組合は保険料率が政管健保と同程度になったからといっても、以下のようなメリットがあるため、直ちに解散につながるものではないとも考えられる。

- ①窓口負担に対する上乘せ給付や人間ドックの実施、②労使(組合会)で福利厚生が決められる。③保険料を労使折半でなく、事業主負担を多くすることが可能

(平成20年度の動向)

① 9月1日での解散数 13組合

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|------------|------|------|------|-----|------|
| 解散数 | 36組合 | 27組合 | 18組合 | 9組合 | 12組合 |
| 9月1日までの解散数 | 28組合 | 21組合 | 17組合 | 6組合 | 11組合 |

② 今後の解散予定

- ・上記のほか、21年4月までに解散したいと相談があったと把握している組合が4組合あるが、これらについては、①極めて小規模であったり、②平成19年度以前から財政的に窮迫していたものなどである。

西濃運輸健保組合・京樽健保組合の解散について

西濃運輸健康保険(加入者数 約57,000人)(H20.8.1解散)／京樽健康保険組合(加入者数 約3500人)(H20.9.1解散)

- 両組合とも、そもそも保険料率が政管健保と同じ、あるいは近かったため、健康保険組合を維持するメリットの一つが薄れていた(※1)。それに加え、前期高齢者について従来のサラリーマンOBのみの財政調整から対象全体への拡大という制度改革により、特に前期高齢者の加入率が低い(※2)ため、負担が増えるようになった。

(※1) (平成19年度保険料率) 西濃81%、京樽82%、政管82%

(※2) 平均的に前期高齢者が加入していると仮定して財政調整するため、前期高齢者の加入率が低いことは負担が増える要因となる。

(前期高齢者の加入率) 西濃1.11%、京樽1.00%、健保組合平均2.44%、全国平均12.24%

- 西濃健保にあっては、同グループ内で、健保組合に加入している会社と政管健保に加入している会社があるため、福利厚生上不公平であった。

(※)西濃運輸グループ58社中健保組合加入31社、政管健保加入27社

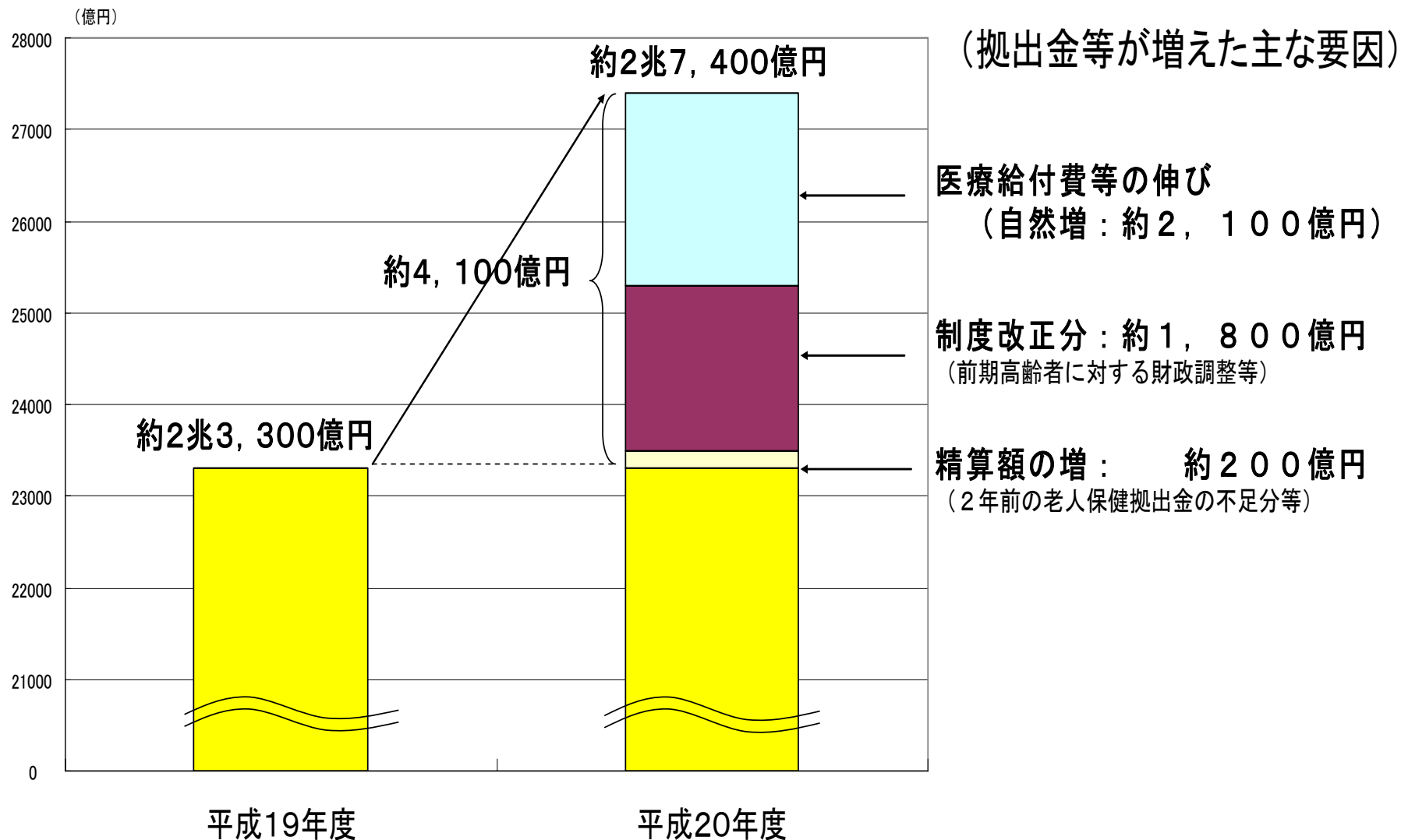
- 京樽健保にあっては、会社更生手続(～H14)による事業再構築に伴い、被保険者数が減少していた。

医療保険制度における拠出額

| | 政管健保(拠出額) | 健保組合(拠出額) |
|-----------|-----------|-----------|
| 平成19年度 | 28,700億円 | 23,300億円 |
| 平成20年度 | 29,000億円 | 27,400億円 |
| 増減額 | 300億円 | 4,100億円 |
| うち自然増 | 2,200億円 | 2,100億円 |
| うち制度改正分 | △1,700億円 | 1,800億円 |
| うち前々年度精算分 | △200億円 | 200億円 |

注) 億円未満四捨五入であるため合計が合わない場合がある。
 平成19年度分は、老健拠出金及び退職者医療拠出金の合計額である。
 平成20年度分は、老健拠出金、退職者医療拠出金、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金
 及び病床転換支援金の合計である。
 拠出金等については、精算額及び調整額相当額を含み事務費を含まない。

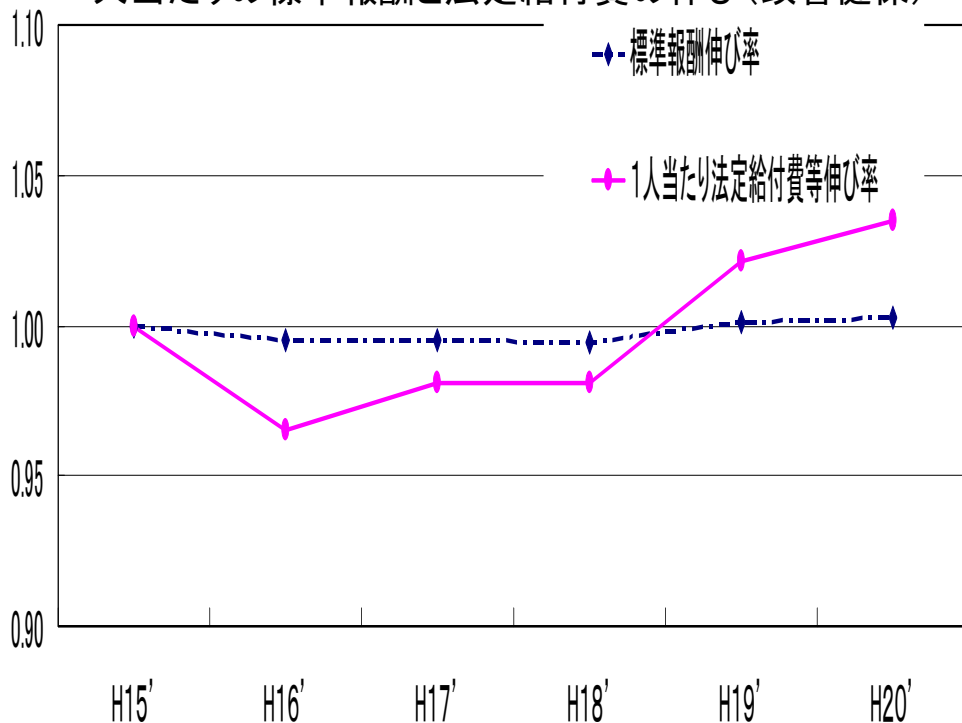
高齢者医療に係る健保組合の拠出金等の増加とその要因



政管健保(本年10月より、全国健康保険協会に移管)の状況

- 医療費は、制度改革がなければ年率3%程度伸びる中で、保険料収入の基礎となる報酬については横ばいの傾向にあり、医療保険制度を巡る状況は全体的に厳しくなっている。
- これに対応するため、近年、①被用者自己負担割合の3割化(H15)、②診療報酬のマイナス改定(H16、H18)などの制度改革を実施。
- 平成19年度以降、政府管掌健康保険は、単年度収支が赤字となり、積立金が底を尽きつつある。また、本年10月に社会保険庁から全国健康保険協会に移管され、移管後1年以内に財政的に均衡のとれた都道府県別保険料率に移行する予定。その際、保険料率(現行82%)の引上げは避け難い状況にある。

一人当たりの標準報酬と法定給付費の伸び(政管健保)



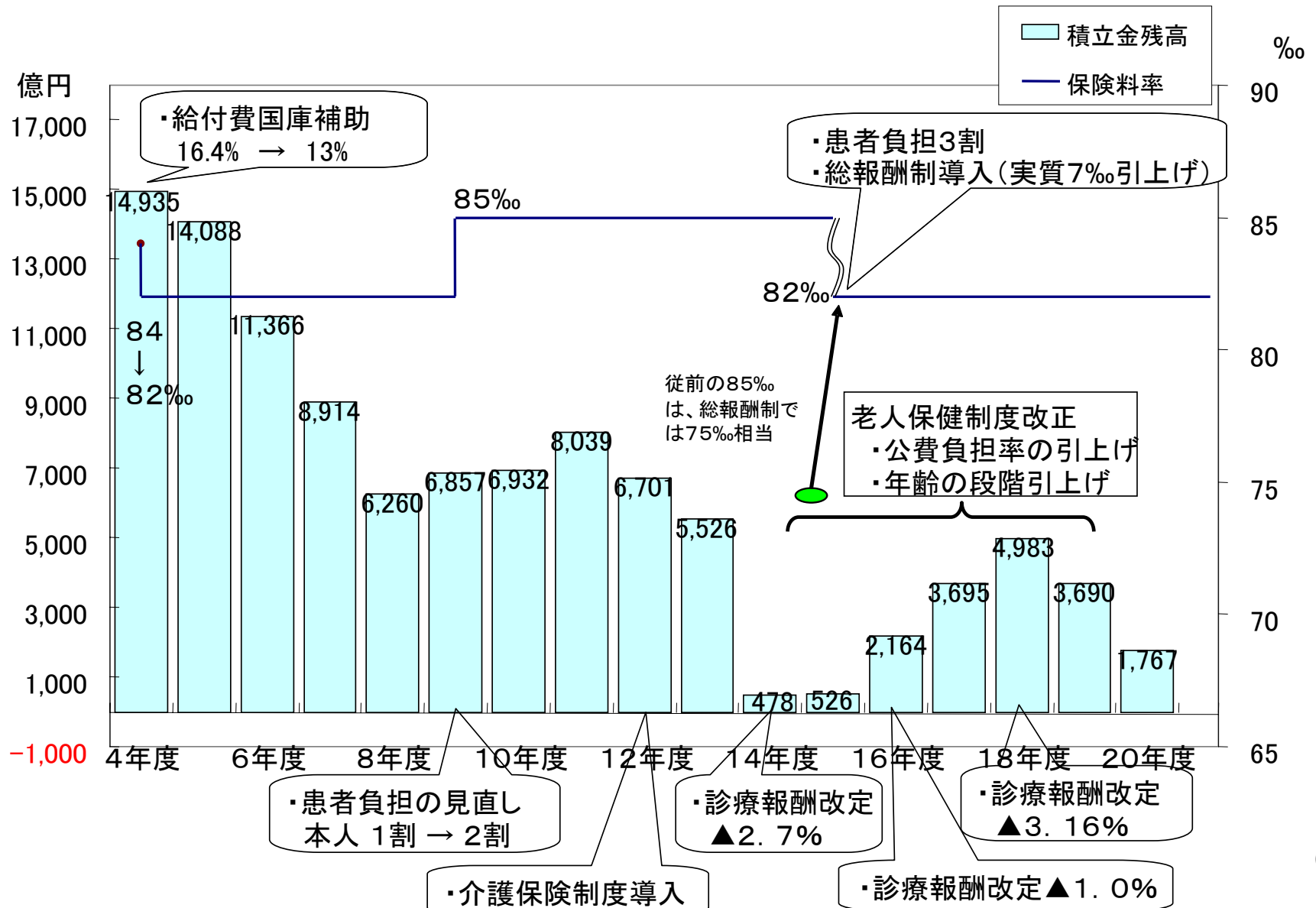
政管健保の財政状況

| | 単年度収支(億円) | 積立金(億円) |
|--------|-----------|---------|
| 19年度決算 | ▲1,390 | 3,690 |
| 20年度予算 | ▲1,900 | 1,800 |

※ 政管健保は被保険者約1,950万人・被扶養者約1,644万人の計約3,594万人(平成18年度)

協会健保(旧政管健保)の積立金残高と保険料率の推移について

単年度収支で赤字に陥っており、積立金が枯渇しつつある状況で、保険料率の引上げが必要な状況



政府管掌健康保険及び全国健康保険協会管掌健康保険の単年度収支イメージ(医療分)

(単位：億円)

| | | 平成19年度 決算ベース | 平成20年度 (見直し) | 平成21年度 (概算要求ベース) |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 収 入 | 保 険 料 収 入 | 62,677 | 62,900 | 63,900 ~ 65,700 |
| | 国 庫 補 助 等 | 8,201 | 9,100 | 9,700 |
| | そ の 他 | 174 | 200 | 500 |
| | 計 | 71,052 | 72,200 | 74,100 ~ 75,900 |
| 支 出 | 保 険 給 付 費 | 42,683 | 43,800 | 44,900 |
| | 老 人 保 健 拠 出 金 | 17,712 | 2,000 | 0 |
| | 前 期 高 齢 者 納 付 金 | — | 9,400 | 10,500 |
| | 後 期 高 齢 者 支 援 金 | — | 13,100 | 15,300 |
| | 退 職 者 給 付 拠 出 金 | 11,028 | 4,500 | 3,600 |
| | そ の 他 | 1,020 | 1,400 | 1,500 |
| | 計 | 72,442 | 74,200 | 75,900 |
| 単 年 度 収 支 差 | | ▲ 1,390 | ▲ 1,900 | ▲1,800 ~ 0 |
| 事 業 運 営 安 定 資 金 残 高 | | 3,690 | 1,800 | 0 ~ 1,800 |

(注1) 単年度の実質的な財政状況を表すため、保険料収入によらずに一般会計からの繰入れで償還するものとされている累積債務に係る諸経費等を除外している。

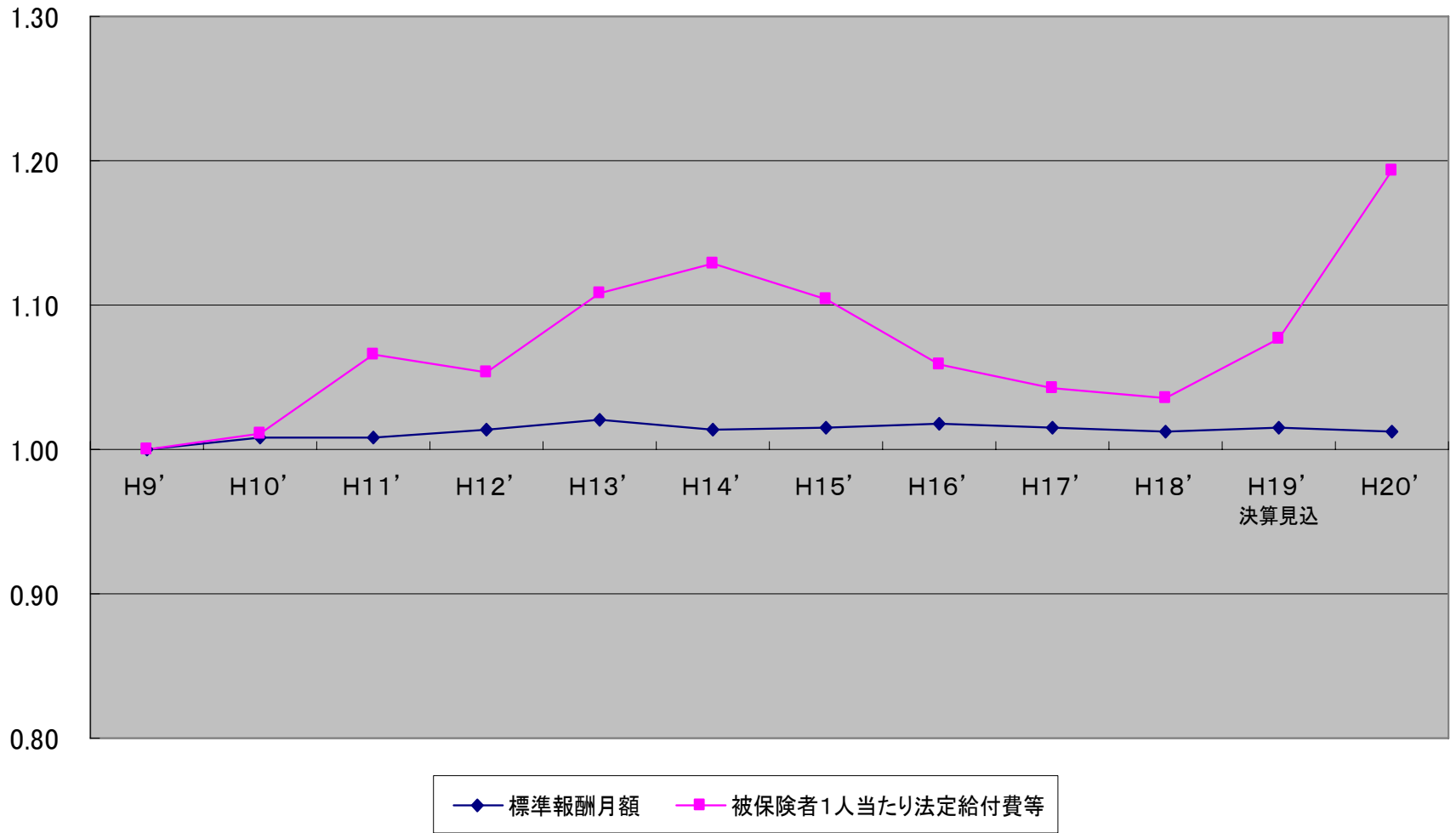
(注2) 平成20年度以降の全国健康保険協会管掌健康保険分については、従来の政府管掌健康保険の単年度収支と同様の手法で作成したものである。

(注3) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(注4) 今後全国健康保険協会の予算の策定において変動があり得る。

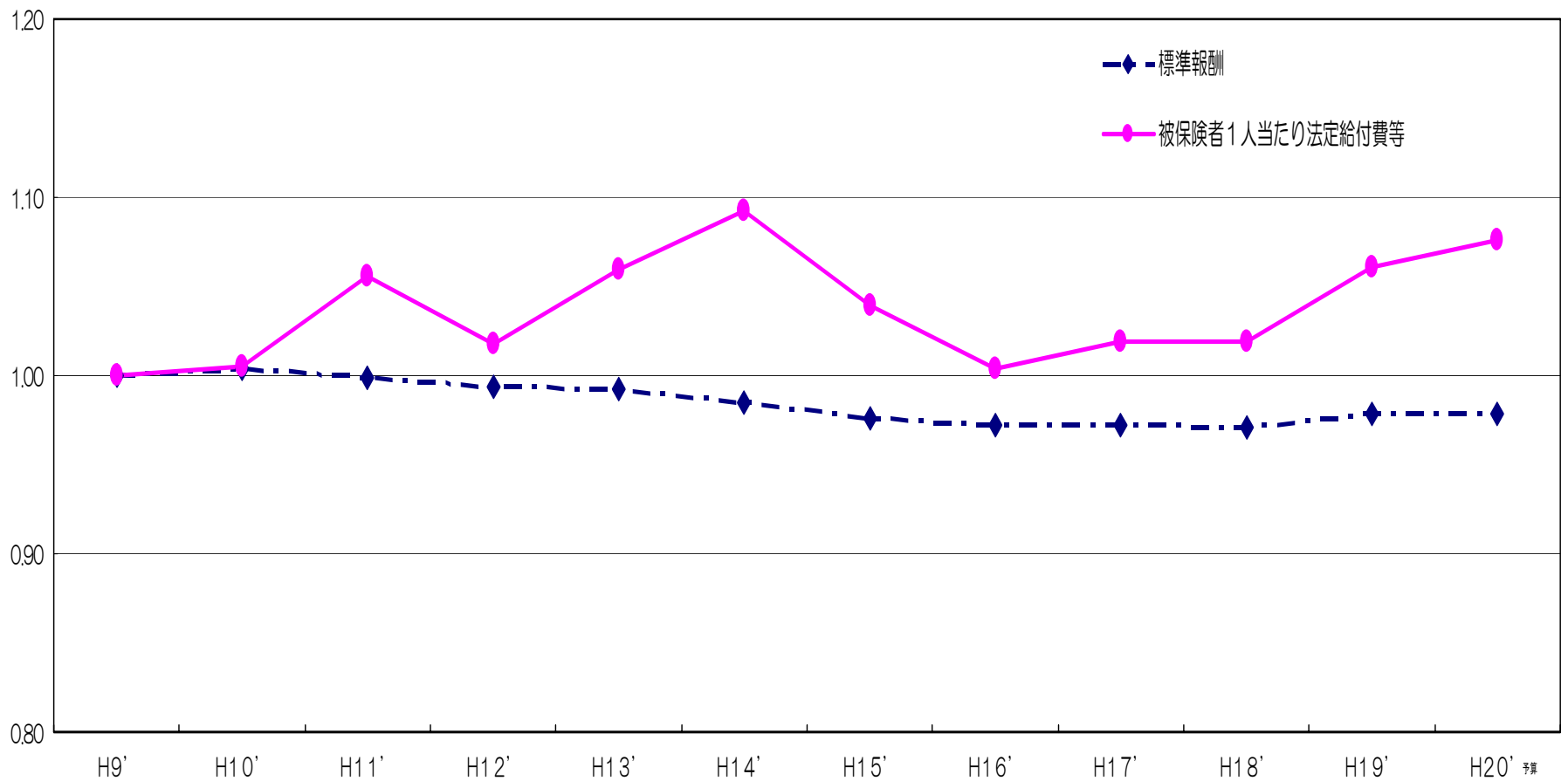
(注5) 収入の国庫補助等において、平成20年度には財政支援金収入1,000億円、平成21年度は予算編成過程における別途検討事項とされた特例措置の取扱いに係る経費1,000億円を含む。

健康保険組合の標準報酬月額及び被保険者1人当たり法定給付費等の推移(平成9年度を基準とした)



(注)平成9年度から平成18年度までは決算、平成19年度は決算見込、平成20年度は予算早期集計の数値である。

政管健保の標準報酬及び被保険者1人当たり法定給付費等の推移 (平成9年度を基準とした)



(注)平成9年度から平成19年度までは単年度収支決算(医療分)、平成20年度は単年度収支予算ベース(医療分)